

# 「知的財産推進計画 2020」の策定に向けた意見募集に対する意見書

2020年（令和2年）2月13日

日本弁護士連合会

「知的財産推進計画2020」の策定に向けた意見募集に対して、当連合会は、「(G) 知財戦略の社会実装」に焦点を絞って、以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

知財戦略の社会実装を担う人材及び実効性を担保するための仕組みづくりが必要である、とする知的財産戦略本部構想委員会の方向性について、賛成する。

我が国の企業が知的財産としてのデータを活かしてグローバルな事業展開を行っていく上では、ビジネスの構築段階から、知的財産権法だけでなく、競争法、消費者法、個人情報保護法、契約法、国際私法等の法律専門家の関与が必要不可欠であり、高度な契約法務活動を支援できる人材の育成と支援体制を整備すべきである。

## 第2 意見の理由

- 1 第1回構想委員会（令和元年10月28日開催）における配布資料「構想委員会における論点案」の「I デジタル知財戦略の推進」においても言及されているとおり、デジタル時代において、データは価値の源泉となる、最も重要な知的財産の一つである。

しかしながら、諸外国の企業が積極的にデータを利活用しているのに比し、我が国の企業はデータ利活用についての課題意識がまだ低い状況にあるとされ（総務省「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」（2017年）参照）、ICT投資額も低い水準にとどまっている。

さらに、限定提供データを保護するための改正不正競争防止法が施行されるなど、ハードローの整備が進められているものの、いまだ多くのデータは契約のみによって保護しなければならない上に、諸外国においては個人データに関する種々の規制があり、もとよりIT人材の不足している我が国の企業にとっては、データの流通や利活用について、なお萎縮的にならざるを得ない状況にあるとも考えられる。

- 2 新たな情報材及び知的財産としてデータの利活用がより一層重要性を増す中、我が国が国際競争力を維持するためには、当連合会の2018年2月15日付

け「『知的財産推進計画2018』・『知的財産戦略ビジョン』策定に係る検討課題に関する意見書」において言及したとおり、技術起点で産業財産権の出願、権利化を図るといった観点のみの知的財産マネジメントでは十分とは言えず、企業間連携を含め、市場における事業展開を幅広く視野に入れた事業戦略的な観点から、知的財産を軸とする契約を活用するマネジメントが求められる。特に、データを含む知的財産に関する契約には、契約法や知的財産権法のみならず、競争法、消費者法、独占禁止法、個人情報保護法、国際私法等の数多くの法令が関係し、それらの全てに配慮して利益保護とリスク低減を図ることが重要である。

- 3 また、そのためにはデータの種類やその財産的価値を評価・分析し、それらに即した利活用の方法や利益配分、契約による適切な保護等を、ビジネスの初期段階からアドバイスできる人材が必要であり、かつそのような支援を特に必要とする企業、特に中小企業・スタートアップ企業などに、適切に提供できる制度整備が必要と考える。「構想委員会における論点案」の「知財戦略の社会実装」の各点に示された検討の方向性は、上述の考えに沿うものであり、優先度を上げて検討すべきと考える。人材育成については、「知的財産推進計画2019」重点事項においても「知財創造保護基盤の強化」の項に国際仲裁の活性化に向けた施策として掲げられているところであり、この点と併せ、予算措置を伴うより積極的かつ具体的な取組を実施すべきである。

当連合会としても、複数の分野についての専門性を有し、かつ「契約の高度化」に対応できる人材の育成を続けていく所存である。

以上